

○小金井市移動支援事業実施要綱（抜粋）

平成22年4月1日制定

（事業の開始場所等）

第3条 事業の開始場所及び終了場所（以下「開始場所等」という。）は、本人の居住している住居とする。ただし、次の各号のいずれかに該当すると市長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 申請者からの申出により対象者の家庭状況、介護者のけが、入院等により介助が不可能である場合
- (2) 規則第19条第1項各号に掲げる目的を達成するため、やむを得ず外出先を開始場所等とする場合